林業の所得金額の計算に使用する様式を作成しました

令和6年3月 鳥取県

鳥取県では、このたび、地方税法第72条の4第2項第1号に定める林業を営む皆さまの、申告事務の負担軽減と適正な所得計算による申告納付確保の観点から、林業に係る法人事業税の所得算定様式と記載の手引きを作成しました。

なお、この様式については、原則、<u>令和7年4月1日以後に開始する事業年度から適用</u>となりますが、<u>それ</u>より早期の申告からご使用いただくことは差し支えありません。

所得計算書の提出が必要な場合

「法人事業税が非課税となる林業(※)」と「課税事業」を併せて行っており、共通経費等の区分が 困難なものがある場合

所得計算書の提出が不要な場合

- ・「法人事業税が非課税となる林業(※)」のみを行っている場合
- ・「法人事業税が非課税となる林業(※)」と「課税事業」を併せて行っているが、共通経費等の 区分が困難でなく、全ての収入及び経費について区分経理されている場合

<法人事業税が非課税となる林業>

法人事業税が非課税となる林業は、<u>土地を利用して養苗・造林・撫育・伐採を行う一連の</u> 事業をいいます。【地方税法取扱通知 第3章 2の2】

- ※伐採のみを行う事業や一部作業受託、椎茸栽培、うるし採取などの事業や、不動産貸付業など林業以外の事業は課税の対象となります。
- 新たに作成した「所得算定様式」では、総所得金額を、非課税事業の収入金額とその他の 収入金額で按分し、非課税分の所得金額を算出します。(所得配分方式)
- ○「記載の手引き」には、それぞれの収入の区分方法及び計算書の記載方法を掲載しています。 具体的な取扱いについては、そちらをご確認ください。
- 参考までに、所得計算を行うにあたっての 事務の流れ を裏面に掲載しております。

《お問い合わせ先》

名 称	所 在 地	電話番号	ファクシミリ番号	管轄区域
東部県税事務所 課税課 事業税担当	〒680-0061 鳥取市立川町6丁目 176	0857-20-3515	0857-20-3519	鳥取市·岩美郡 八頭郡
中部県税事務所 課税課 事業税担当	〒682-0802 倉吉市東巌城町2	0858-23-3109	0858-23-3118	 倉吉市·東伯郡
西部県税事務所 課税課事業税·間税担当	〒683-0823 米子市加茂町1丁目1番地 米子市役所本庁舎2階	0859-31-9622	0859-31-9613	米子市・境港市 西伯郡・日野郡
県庁 税務課 課税担当	〒680-8570 鳥取市東町1丁目 220	0857-26-7054	0857-26-7087	



林業の所得計算の流れ

1. 行っている事業が、表面「※法人事業税が非課税となる林業」に該当するかご判断ください。

該当する場合

林業(非課税事業)と課税事業を併せて行い、 共通経費等の区分が困難なものがある場合は、提出が必要です。

2. 所得計算書の作成方法

